

## 埼玉県警察本部少年課ツイッター運用ポリシー

### 1 目的

本ポリシーは、埼玉県警察本部生活安全部少年課（以下「当課」という。）のツイッターアカウント「埼玉県警察本部少年課 (@spp\_syounen。以下「当アカウント」という。）」の運用に関し、必要な事項について定める。

### 2 基本方針

当アカウントは、少年の福祉を害する犯罪に発展するおそれのあるツイートに対する被害防止情報、少年の非行防止及び健全育成に関する情報等の発信専用として運用するものであり、返信等を行わない。

### 3 運用方法

当アカウントは、当課の職員が次のとおり運用する。

#### (1) 発信時間

原則として、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。

#### (2) 発信内容

ア 児童買春等の少年の福祉を害する犯罪に発展するおそれのあるツイートに対する被害防止情報

イ 少年の非行防止及び健全育成にかかる情報

ウ 各種イベント情報

#### (3) フォロー及びリツイート

原則として他のアカウントのフォローは行わない。ただし、都道府県警察、自治体等の関係機関が運用するアカウントは、必要によりフォロー及びリツイートを行う。

#### (4) アカウントの閉鎖

当アカウントは必要に応じて予告なく閉鎖する場合がある。

### 4 免責事項

(1) 当課は、利用者が当アカウントの情報を用いて行うあらゆる行為について一切責任を負わない。

(2) 当課は、利用者により投稿された当アカウントに対するリプライ、リツイート等について一切責任を負わない。

(3) 当課は、当アカウントに関連して、利用者間又は利用者と第三者間におけるトラブル又は紛争について一切責任を負わない。

### 5 禁止事項

当アカウントでは、次に該当する行為を禁止する。

当課において、これらの行為を発見した場合は、予告なく削除又はアカウントのブロック等を行うことがある。

(1) 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれのあるもの

- (2) 特定の個人、団体等の名誉若しくは信用を傷つけ、又は誹謗中傷するもの
- (3) 政治又は宗教活動を目的とするもの
- (4) 埼玉県警察又は第三者の著作権、肖像権、知的財産権等を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽、事実と異なる内容、単なる風評や風評を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいするなどプライバシーを侵害するもの
- (10) 他の利用者又は第三者に成り済ますもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) 当アカウントの発信内容の一部又は全部を改変するもの
- (13) 当アカウントの発信する内容に関係のないもの
- (14) その他当課が不適切と判断するもの

## 6 運用ポリシーの掲載及び変更

本ポリシーの内容は、埼玉県警察ホームページに掲載する。

また、本ポリシーは、利用者への予告なしに変更を行う場合がある。

平成31年4月1日

埼玉県警察本部生活安全部少年課